

vol.2
2025.1.

吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

吉原の皆さんへお願い

吉原地区を伝建地区へ選定するにあたっては、地区に住む皆さんの同意が必要になります。

1月～2月にかけて、吉原歴史的景観保存活用実行委員会の会員が皆さんのもとへ回り、下記の通り**各個人で所有する土地が伝建地区として選定されても良いか**、同意の可否を伺いますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 同意書提出方法

ご賛同いただける方は、同意書様式へ必要事項を記入いただき、吉原歴史的景観保存活用実行委員会までご提出願います。

2. 提出期限 令和7年2月28日(金)

◀同意書(サンプル)

第4号様式(第5条関係)

同意書

計画提案者
様

別紙の計画書及び計画図等により、都市計画法第21条の2に基づく都市計画の決定等の提案を行うこと、並びに提案区域に私が所有権(借地権)を有する下の土地を含めることに同意します。

令和 年 月 日

土地の所在地	登記地積(m ²)	権利の種類

氏名 _____

注1 共有名義の土地は、共有者の連署とする。共有者全員の同意が得られない場合は、同意する権利者が権利を有する割合を明記すること。
注2 氏名は自署又は記名押印のこと

伝建制度についてよく分からないという方、もっと理解を深めたい方に対しては、市の職員から説明をさせていただきます。市役所からの説明を希望される方は、吉原歴史的景観保存活用実行委員会の村田会長(☎090-4297-1030)までご連絡ください。

吉原歴史的景観保存活用実行委員会から吉原の皆様へお願い

かつて活気にあふれていた吉原地区が、住民の高齢化と空き家の増加に伴い、現在では昼間でも閑散としており、寂しく感じております。そんな中、京都女子大学による歴史的な町並み調査が平成29年から始まり、令和2年～3年には舞鶴市と京都女子大学による詳細な調査が行われました。これらの調査により、間口が狭く細長い奥行きのある建物や舟屋の敷地などが江戸時代の城下町時代から続く漁師町の景観として残っていることなどから、吉原地区の歴史的町並みが全国的にも大変貴重であり、国が選定する重要伝統的建造物群保存地区に匹敵する価値があることが明らかになったのです。

その調査結果報告会が令和4年6月に地元で開催され、同年10月には、吉原地区をなんとかしなくてはとの思いを持つ住民有志を中心に吉原歴史的景観保存活用実行委員会を組織しました。

実行委員会では、昔の吉原地区の写真を展示する吉原今昔写真展や吉原小学校と連携したイベントを開催するなど、地域の賑わい創出の活動をはじめ、重要伝統的建造物群保存地区の制度についての勉強会や先進地視察など選定に向けた取り組みをしております。

この私たちの住む「舞鶴に残された貴重な漁師まち吉原」の町並みを次世代へ継承するため、舞鶴市と協力して重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて、更に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

つきましては、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定をするための地元同意についてのご理解を頂きますようお願いいたします。



吉原歴史的景観保存活用実行委員会
会長 村田 長戸



発行者：舞鶴市文化振興課 TEL: 0773-66-1019 FAX: 0773-62-9891 MAIL: bunka@city.maizuru.lg.jp
都市計画課 TEL: 0773-66-1048 FAX: 0773-62-9894 MAIL: tokei@city.maizuru.lg.jp
発行日：令和6年12月27日(金)